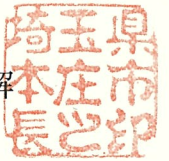


本保発第24号
令和6年4月16日

本庄市国民健康保険運営協議会
会長 広瀬伸一様

本庄市長 吉田信解



諮問書

本庄市国民健康保険条例第3条及び本庄市国民健康保険に関する規則第2条により、下記事項につきまして諮問します。

記

1 諮問事項

埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）に基づく、令和9年度保険税水準の準統一に向けた本庄市国民健康保険税の賦課方式及保険税率の改正について

（諮問の趣旨）

平成30年度より国民健康保険は財政基盤強化のため、都道府県が国民健康保険財政運営の責任主体となり、市町村は国保事業を担うとする制度改革が行われました。都道府県と各市町村が共通認識のもと一体となり保険者としての事務を実施するため、都道府県内統一の運営方針を定めることとされ、埼玉県においても埼玉県国民健康保険運営方針を定め、国保財政の安定的な運営のための取組が進められてきたところです。

この度、令和6年度から令和11年度までの第3期運営方針が策定され、第1期運営方針からの重要課題であった国民健康保険税の賦課方式の統一及び埼玉県が示す市町村標準保険税率による課税を、令和9年度までに県内すべての市町村で設定することと示されました。

つきましては、本庄市国民健康保険の健全な運営のため、埼玉県国民健康保険運営方針に対応した国民健康保険税の賦課方式・保険税率の設定及び対応について検討をいただきますよう諮問いたします。